

# 「緑の東京10年プロジェクト」基本方針

---

～ 緑あふれる東京の再生を目指して ～

2007(平成19)年6月

東京都

# 目 次

<u>1 東京が目指す姿 – 「緑の東京10年プロジェクト」</u>	1
◇「緑の東京10年プロジェクト」基本方針策定の背景	1
◇「緑の東京10年プロジェクト」が目指す10年後の東京の姿	1
<u>2 「緑の東京10年プロジェクト」基本方針の基本的考え方</u>	2
<u>3 4つの方針 ～ 緑あふれる東京の再生を目指して ～</u>	4
<b>方針Ⅰ</b> 都民・企業が主人公である「緑のムーブメント」の展開	4
<b>方針Ⅱ</b> 街路樹の倍増などによる緑のネットワークの充実	6
<b>方針Ⅲ</b> 校庭芝生化を核とした地域における緑の拠点づくり	9
<b>方針Ⅳ</b> あらゆる工夫による緑の創出と保全	11
<u>4 「緑の東京10年プロジェクト」の推進に向けて</u>	14

# 1 東京が目指す姿

## — 「緑の東京10年プロジェクト」

### ◆ 「緑の東京10年プロジェクト」基本方針策定の背景

- 東京にはかつて、江戸時代に培われた水辺空間や緑などのオープンエリアが豊かに広がっていた。しかし、都市化の進行に伴い水と緑は失われ、高度経済成長期やバブル経済期を経て、東京の市街地の緑は希少となってきている。
- こうした緑の減少に対し、都はこれまで「緑のマスタープラン」や「緑の倍増計画」、「緑の東京計画」を策定し、緑の創出や保全の取組を続けてきた。しかし、緑は今もなお減り続けてきている。
- 都市における緑は、都民に潤いや安らぎを与えるだけでなく、都市防災やヒートアイランド対策などの都市環境の改善、美しい都市景観の創出、生態系の保全への寄与など、その役割がますます多様に、かつ重要となっている。
- このような状況に鑑み、都は、昨年末に策定した「10年後の東京」において、『水と緑の回廊で包まれた、美しいまち東京を復活させる』ことを、今後10年間に展望した施策における第一の柱として掲げた。
- この「10年後の東京」の策定を受け、東京の総力を投入して「緑施策」の一層の強化を図るため、19年1月に全庁横断型の戦略的組織である「緑の都市づくり推進本部」を設置し、「緑の東京10年プロジェクト」を推進していくこととした。
- 今般策定した「緑の東京10年プロジェクト」基本方針は、緑あふれる東京の再生を目指したものであり、今後取り組んでいく「緑施策」の基本的考え方や方向性などを示したものである。

### ◆ 「緑の東京10年プロジェクト」が目指す10年後の東京の姿

- 緑の拠点を街路樹で結ぶ「グリーンロード・ネットワーク」の形成
- 東京に、皇居と同じ大きさの緑の島が出現（「海の森」を整備）
- 新たに1,000haの緑（サッカー場1,500面）を創出
- 緑化への機運を高め、行動を促す「緑のムーブメント」を東京全体で展開
- 都内の街路樹を100万本に倍増

## 2 「緑の東京10年プロジェクト」基本方針の基本的考え方

**都民一人ひとりが主体的に、緑に関心を持ち、緑を育て、  
緑を守っていくことができる仕組みを構築**

緑は人の心に安らぎを与えるものであり、人間にとってかけがえのない存在である。東京の成長過程で失われてきた緑は、物質的な豊かさと引き換えに失った心の豊かさとも言える。これからの東京を成熟都市にふさわしいまちとしていくためには、この貴重な緑を取り戻し、守っていかなければならない。

そのためには、まず都民一人ひとりが緑に関心を持つ必要がある。緑が少ない暮らしの中で「緑を育てたいと思う心」、身のまわりにある「豊かな緑を大切に守りたいと思う心」こそが、緑豊かな東京を築きあげる原動力となる。

— 東京に緑を取り戻す主人公は、都民一人ひとり —

**緑の創出・保全に向けて、誘導や規制など、多様な手法を展開**

都は、これまでも緑化に関する誘導や規制を適切に行ってきたが、今後は、これまで以上に緑の創出効果の大きいメリハリのある誘導手法を導入するとともに、緑化基準の引き上げなど規制の強化を行い、量だけでなく質の高い緑の創出を図っていく。

一方、屋敷林や都市農地、里山や雑木林、森林など貴重な既存の緑を保全していくため、開発において、より多くの緑を残すための規制や誘導など多様な手法を活用していく。

また、緑の創出・保全においては、区市町村との連携は欠かすことができないものであり、今後より一層、連携を強化していく。



玉川上水路の緑

## 募金などの民間資金、基金等の財政的手法を

### 効果的に活用して、緑のネットワークを充実

緑があふれ、緑のネットワークが充実する東京を実現するには、都だけではなく、都民や企業など社会のあらゆる主体が協働して緑の創出に取り組まなければならない。

都は、新たな募金を創設し、都民や企業など多くの主体の参加を得て、その民間資金を最大限活用していくとともに、都自らも地球温暖化対策推進基金などにより緑の創出に必要な投資を着実に実行していく。

また、農地などの都市の貴重な緑の保全や新たな緑の創出のため、税制度の活用を図っていく。



表参道の街路樹

### 3 4つの方針 ～緑あふれる東京の再生を目指して～

#### 方針Ⅰ 都民・企業が主人公である「緑のムーブメント」の展開

東京を緑あふれるまちとして再生するためには、都民一人ひとりが主体的に、緑に関心を持ち、緑を育て、守っていくことが必要である。東京の成長過程で失われた豊かな緑を取り戻すことは、いわば「ふるさと」を取り戻すことである。一人ひとりが「ふるさと」への懐かしさ、感謝の気持ちを持って緑とともに生きていくことが、これからの緑のまちづくりの基礎となる。

また、緑あふれる東京の実現には、都民一人ひとりの努力はもとより、企業の力が欠かせない。都民や企業など社会のあらゆる主体が協働して緑の創出に取り組み、社会全体に緑のムーブメントを起こしていかなければならない。

#### ○ 都民が大切に育てる緑

- 都民一人ひとりがさらに緑に親しみ、緑に対する意識を高め、緑を育てられるような運動を展開し、緑あふれる東京の実現を目指す。
- 子どもの誕生や結婚、賀寿など、人生の喜びを緑に託す「メモリアルツリー」などの仕組みを検討し、都民が緑を育てる機会を積極的につくっていく。
- イベントなどの機会に、様々な場所で都民による植樹を行っていく。
- 区市町村との連携や都民参加型イベントなどで、東京産の苗木の配布を行うなど、民有地での緑化を推進していく。

#### ○ 都民、企業などの協力による「海の森」の整備

- 「海の森」は、中央防波堤内側処分場に整備される新たな公園であり、海からの風の道をつくり出していく中心的拠点となる。
- 「海の森」の整備については、速やかに個人向けの小口募金を創設し、都民の参加を最大限求めていく。また、基礎となる苗木づくりや身近な施設づくり、運営活動などさまざまな面で、都民、企業、NPOなどが協働する新しい事業手法を展開していく。



## ○ 東京に「寄附文化」を育む新たな緑の募金制度の創設

- 都民、企業など社会全体で緑のムーブメントを展開していくため、平成19年秋に新たな緑の募金を創設する。
- 新たな緑の募金は、都民や企業などにとってわかりやすく、参加しやすいものとする。具体的には、都に対する寄附金について適用される税制上の優遇措置を活用するとともに、募金者氏名のプレート記載、募金協力企業の紹介など多様なメリットをとり入れたものとする。
- また、文化・スポーツイベントなどとの連携を検討していく。

### 東京に「寄附文化」を育む新たな緑の募金制度の創設

- 都民・企業にとって、わかりやすく、受け入れやすい制度
  - 税の優遇制度など募金へのインセンティブ
  - 窓口機能の一本化など既存の緑化募金と一体的に運営
- 緑のムーブメントの中心的な役割
  - 民間人の参加による「実行委員会方式」による推進体制
  - イベントとのタイアップや広報なども連携した全面的展開

## ○ 民間事業者による自主的緑化の取組

- 民間事業者による自主的緑化の先進的・モデル的な取組事例を公表することにより、緑化機運の醸成を図っていく。
- 先進的・モデル的な緑化取組の拡大や、NPOなどと連携した緑化取組後の維持管理手法を提案していく。
- 低廉で効果の高い緑化技術の表彰、緑化シンポジウム、先進的な緑化技術の展示会、受発注マッチングイベントなどを開催し、緑化技術の普及促進を図り、民間事業者の自主的な取組を促す。



丸の内パークビルディング



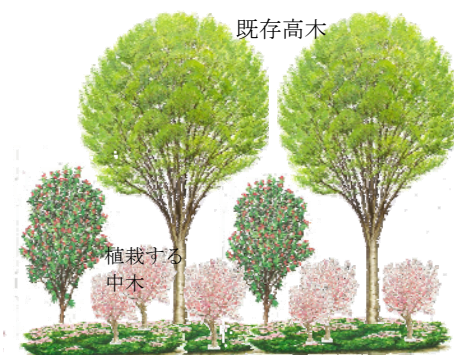
線路敷地法面の緑化  
(東急東横線)

## 方針Ⅱ 街路樹の倍増などによる緑のネットワークの充実

東京には、これまで培われてきた皇居外苑や代々木公園などの一定規模の緑があるが、これらを有機的に結びつけた環境資源としての活用が不十分である。東京を緑あふれる都市に再生するためには、今ある緑のネットワーク化を推進していくとともに、新たな緑の創出に東京全体で取り組んでいく必要がある。

### ○ 街路樹は、無電柱化の推進等により、今後4年間で概ね70万本まで整備し、平成27年度末には100万本に倍増

- 平成17年度末の都内における街路樹は48万本であるが、道路新設や無電柱化等の既設道路改修にあわせた植栽、区市町村道の植栽、面整備や臨港道路などの整備に伴う植栽により、平成22年度末で概ね70万本まで増やし、平成27年度末には100万本の街路樹を整備する。
- このため、新設道路への高木の植栽や既存道路改修に伴う中木の高木間への植栽など、地域特性に応じた多様な緑を創出することにより、豊かな街路樹の育成・保全に努めていくと同時に、区画整理事業や再開発事業、沿道一体整備事業といった面整備との連携も図っていく。
- センター・コア・エリア内の都道について、平成27年度末には無電柱化を完了する。また、センター・コア・エリア外の都道においても、商業地域を中心に無電柱化を推進する。こうして無電柱化した道路には街路樹を植栽し、美しい都市景観を創出するとともに、成熟した都市東京の価値を高める連続する豊かな道路の緑を形成していく。



中木の高木間への植栽イメージ



面整備との連携（西新宿）

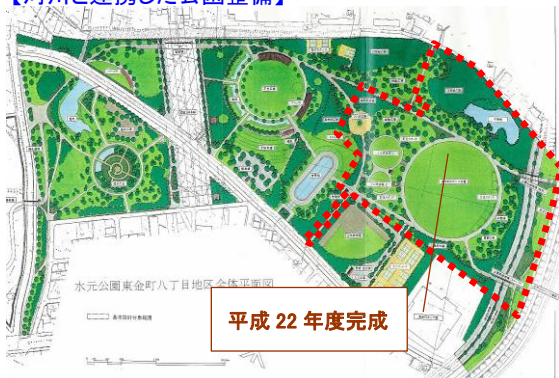


## ○ 都市公園・海上公園は今後の4年間で新たに180ha 以上を創出、水辺緑化も推進

- 都市公園については、緑の拠点となる都立公園や区市町立公園などを、平成22年度末までに150ha以上新規開園し、平成27年度末までに300ha以上を整備する。
- 海上公園については、海の森公園の整備推進や、臨海副都心のまちづくりに伴う公園の整備などにより、平成22年度末までに30haを新規整備していく。
- 水辺の緑化については、低地河川整備にあわせた堤防緑化や中小河川整備にあわせた緑化、改修済河川における環境整備、東京港運河の整備にあわせた緑化を進める。これにより、平成27年度末には護岸等の延長比で90%を確保していく。



### 【河川と連携した公園整備】



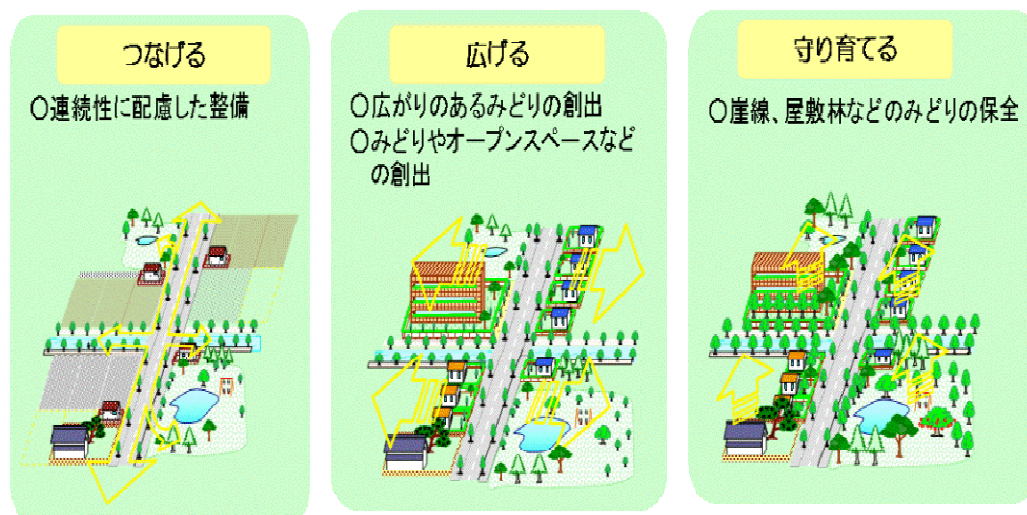
江戸川スーパー堤防と  
都立水元公園の一体整備



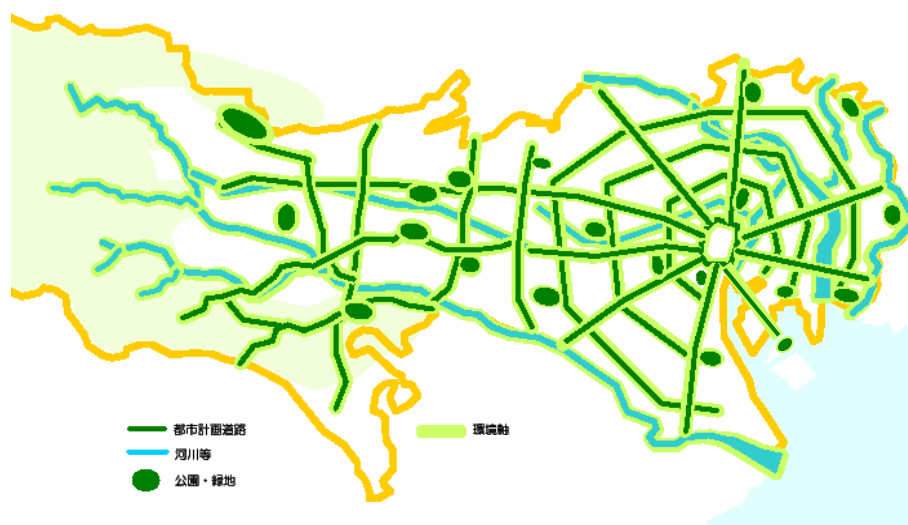
隅田川スーパー堤防（中央区）

## ○ 道路整備などにあわせ、厚みと広がりをもった緑の満ちる空間が連続する「環境軸」の形成・展開

- 「環境軸」とは、公園緑地、幹線道路の緑や河川の緑とまちづくりで生まれる緑などを組み合わせ、都市施設のみでは成し得ない厚みと広がりをもった緑の空間の創造を目指すものである。
- 環境軸の実現に向け、「10年後の東京」で示した「グリーンロード・ネットワーク」の中心となる通り道にあたる、現在整備中の環状2号線を推進地区とし、早急に取り組を進める。今後、まちづくりの熟度が高い地区を、都市基盤の事業状況なども勘案した上で推進地区として選定し、着実な推進を図っていくことで、都内全域での“みどり豊かな都市空間のネットワーク”の形成につなげていく。



環境軸形成のイメージ図



環境軸の将来ネットワークイメージ図

## 方針Ⅲ 校庭芝生化を核とした地域における緑の拠点づくり

子どもたちの身近に新たな緑を創出するため、公立小・中学校はもとより、幼稚園、保育所、私立学校等の校庭・園庭の芝生化を進めていく。これにより10年間で合計300haの緑を創出し、育てていく。

これまで、都内の公立小中学校では、杉並区立和泉小学校などにおいて校庭を芝生化しており、熱環境の改善や砂埃防止といった効果のほか、子どもたちの運動意欲の増進や情緒安定、環境を考えるきっかけづくり、さらには地域コミュニティの形成促進といった効果ももたらされている。

校庭・園庭の芝生化を推進し、かつその取組を継続的なものとしていくためには、児童・生徒や教師の熱意、あるいは保護者や町会など地域の理解と協力が不可欠である。さらには校庭芝生化に熟知した専門家の助言が重要なポイントとなる。

### ○ 芝生維持管理のまとめ役としての「芝生リーダー(仮称)」の育成、「芝生応援団」の結成

- 校庭芝生化のポイントは、維持管理などについて専門家が適宜適切な助言を行うことができる仕組みづくりと地域力の活用である。そこで、学校を含む地域の芝生維持管理のまとめ役として「芝生リーダー(仮称)」を育成していく。
- さらに、校庭の芝生に関する専門家である「校庭グリーンキーパー(仮称)」を登録・紹介・派遣するなどの仕組みを構築していく。
- こうした地域や区市町村への支援策が、現場に的確に反映されるよう、「芝生応援団」を結成する。

#### ◆ 芝生化したメリット

##### 子どもの声

「芝生の上はふわふわして気持ちよかった。」  
「転んでも痛くない。」など

##### 保護者の声

「よく外で遊ぶようになった。」  
「家庭で、子どもが学校の話をよくするようになった。」  
「学校に行くのを楽しみにしている。」など

##### 教師の声

「芝は、子どもの情緒安定に非常に大きな効果がある。」  
「数字的な結果としては、ケガの減少などに現れている。」など



杉並区立和泉小学校における校庭芝生化導入事例

## ○ 学校関係者・芝生の専門家等による校庭芝生化促進協議会の設置・活用

- 近年、子どもが屋外等で遊ぶ機会が減り、体力の低下傾向が長期にわたり続いている。そのため、運動能力の低下や集中力が持続しないなど健康面・心理面への影響も生じている。
- 以上の課題への取組として、子どもの健康づくり・体力向上など教育的な側面から芝生化のメリットを捉え、それを教育の中で活用していく仕組みとして、学校関係者・芝生の専門家等による「児童・生徒の健康づくり・体力向上に向けた校庭芝生化促進協議会」を設置した。協議会では、校庭の芝生化による子どもの心身への影響・効果や啓発方法、校庭芝生化に向けた課題解決の方向性・関係者ネットワークの構築、子どもの健康増進・体力向上の取組などについて検討していく。



## ○ 幼稚園・保育所・私立学校等への展開

- 校庭芝生化のもたらす「情操教育上の効果」、「ヒートアイランド対策効果」などの有用性については、公立小中学校に限定されるものではない。幼年期から芝生に触れ合い・親しむ機会を設けていくことにより、より早い時期からの健康づくり、体力づくりが期待される。
- そのため、公立小中学校とともに私立学校や幼稚園、保育所などにおいても、校庭・園庭の芝生化を積極的に進めていく。



幼稚園の園庭

## 方針Ⅳ あらゆる工夫による緑の創出と保全

緑をより身近なものとして実感し、その利益を享受できるようにするためには、あらゆる空間において緑を創出していくとともに、良質で、日常的に親しむことのできる緑を増やすことが重要である。

一方で、都会の貴重な緑である農地や屋敷林などの既存の緑地は喪失の危機に瀕しており、これを守っていくことが喫緊の課題となっている。

そのためには、都民、企業、行政が一体となって、あらゆる工夫により緑の創出と保全に真摯に取り組んでいかなければならない。

### ○ 屋上・壁面、鉄道敷地・駐車場、その他あらゆる都市空間の緑化で合計400haの緑を創出

東京の都市空間には、屋上、壁面、未利用地、鉄道敷地、駐車場など、緑を生み出すことのできる「すきま」空間が存在している。このような空間において、緑化方法を工夫することにより、新たな緑を創出していく。

- 新築、増改築の建築物について、緑化計画書制度の基準強化などにより、さらなる緑化の推進を図る。また、緑化計画書制度と新たに策定する「公開空地等のみどりづくり指針」とを連携させ、景観や周辺の街並みに配慮した良質な緑の創出や連続性の確保を図る。
- 都が率先して、所有する事務所、学校、病院の敷地や接道部、鉄道敷地、駐車場など、あらゆる「すきま」での緑化を徹底して推進していく。
- 都の施設における緑化にあたっては、新たに策定する「省エネ・再エネ導入指針（仮称）」などにおいて他の環境配慮事項と整合のとれたガイドラインを策定し、建物構造などにも配慮した、より質の高い緑を創出していく。
- 未利用所有地を駐車場などとして貸し付ける際に緑化を条件とするなど、都自らの資源を最大限に活かし、積極的に緑化を促進していく。
- 民間事業者の先進的・モデル的な取組の公表、緑化の先進技術の紹介、受発注のマッチングイベントの実施などを通じ、民間事業者の自主的な取組を促進していく。



ショッピングセンター屋上における緑化



表参道ヒルズにおける壁面緑化

## ○ 緑化の誘導と規制の強化

都市開発にあたっては、これまで以上に緑の量を確保するとともに、質の高い緑を創出していくことが重要である。そのため、誘導と規制を効果的に活用していく。

### 〔 民間の緑化努力に対するメリハリのある評価手法の導入 〕

- 緑化の優秀な計画や事例について認定・表彰する「緑地評価・認定制度（仮称）」により、景観の改善やヒートアイランド現象の緩和など質の面でも高いレベルの緑を創出していく。
- 総合設計などの都市開発諸制度を活用した開発などに際しての緑化については、一般に開放される公開空地などの緑化促進の程度に応じたメリハリのある評価手法の導入を図り、緑化の誘導効果を高めていく。

### 〔 緑化計画書制度の強化 〕

- 自然保護条例の改正により緑化計画書制度を強化し、建築物を新築及び増改築する際の緑化義務の基準を上げる。また、一定規模以上の建売住宅の開発などについても届出の対象とすることを検討する。

### 〔 緑化推進のための税制度等の活用 〕

- 既存建築物の緑化は、補強工事やメンテナンスに係る経費が大きな障壁となり、現状として取組が遅れている。そのため、屋上緑化などについての評価制度を設けた上で、優れた取組については、税制上の優遇措置などの屋上緑化等推進策を検討していく。

## ○ 市街地の緑や森林・丘陵地の緑を守る制度の活用・強化

新たな緑を創出するだけでなく、減少し続けている今ある緑の保全も極めて重要であり、様々な手法を用いて緑を保全していく。

### 〔 市街地の緑の確保 〕

- 都市の良好な環境や景観を形成する、屋敷林などの市街地に残された緑は、今もなお、売買や相続などを契機として失われ続けている。
- そのため、公共的緑地面積の基準や残留緑地規定など、自然保護条例における開発許可の基準を条例改正により強化する。また、開発後、適正に維持管理する仕組みを導入する。
- また、特に保全の緊急度が高いものについては、保全に向けて、区市との連携、都市計画的手法、保全地域制度の活用などあらゆる手法を導入していく。

### 〔市街地の農地の保全と活用〕

- 市街化区域内の農地は年々減少しており、この10年間で約1,400haが失われている。都市農地を身近で貴重な緑として保全するためには、農地が暮らしや環境などに果たす多面的機能を都民に実感してもらうことが重要である。
- そのため、農業体験農園、農業用水路の親水化、散策路の整備などの支援策を検討し、都民と農業者が連携して、農地を活かしたまちづくりに取り組む。
- 市民緑地制度の活用などにより、屋敷区域と一部農地を都民活用拠点として公共が賃借契約していくことや、農地を都市計画施設として位置づけ、民設公園制度を応用するなど農地的空間を確保することについて検討を進める。
- 農業用施設用地や屋敷林などを農地と一体的に保全できるよう、相続税の軽減措置など制度改善について国に提案要求する。



体験農園（学童農園）



ボランティアによる  
森林保全活動

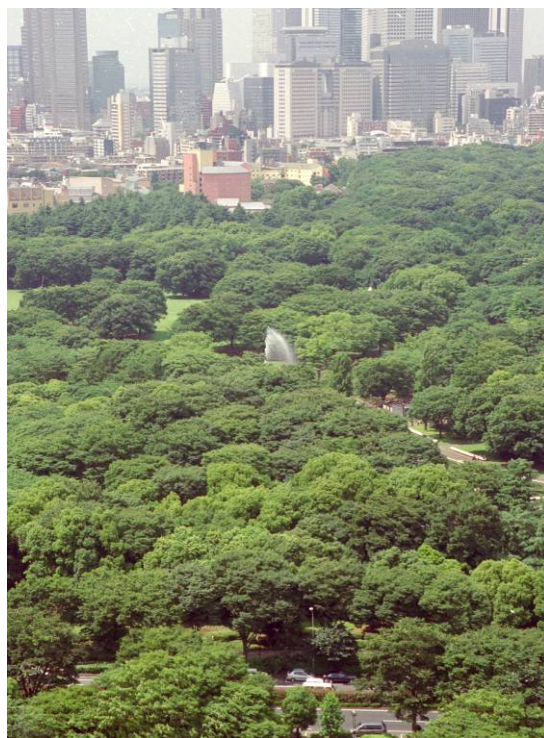
### 〔森林・丘陵地の再生と保全〕

- 荒廃した多摩のスギ・ヒノキの人工林を針葉樹と広葉樹が混交した美しい森林へ転換するための森林再生を進める。
- シカの食害などにより荒廃した森林の復旧と、原因となるシカの適正頭数への誘導を図る。また、適切な管理による森林機能の保全のため、多摩産材の一層の利用拡大を図っていく。
- 保全の緊急度が高い森林・丘陵地については、市町村との連携、保全地域制度の活用などにより確実に保全していく。
- 良質な緑に転換していくため、企業やNPOとの連携による緑の保全活動を積極的に展開するとともに、都民が参加しやすい機会を提供し、保全活動を活性化していく。
- また、貴重で豊かな緑を守るため、緑の大切さを説明し、不法行為の防止や利用マナーの向上に取り組むことをはじめ、それぞれの地域で自然と人を結びつける総合的な役割を担う、都レンジャー活動を一層発展させていく。

## 4 「緑の東京10年プロジェクト」の 推進に向けて

---

- 「緑の東京10年プロジェクト」は、水と緑の回廊で包まれた、美しいまち東京の復活を目指す取組であり、既存の緑のネットワーク化と新たな緑づくりを進めていくものである。
- 今般策定した「緑の東京10年プロジェクト」基本方針は、「緑の東京10年プロジェクト」の本格展開を図るため、本年1月に設置された「緑の都市づくり推進本部」の下部組織である5つの部会において、今日まで議論を重ねてきたことについて、一定の方向性を打ち出し、整理したものが中心となっている。
- 今後、本方針に基づき、「緑の東京10年プロジェクト」において、集中的・本格的な取組を開始し、事業展開を加速していく。



代々木公園の大規模な緑